3 仙台空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前二項に規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

4 東京空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

5 鹿児島空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、仙台空港事務所及び福岡空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項及び第二項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

6 仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、東京空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項、第二項及び前項に規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

7 （略）

8 那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第四項までに規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

（総務部に置く課等）

第四十六条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課（成田空港事務所を除く。）

運用調整課（福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

空港振興課（東京空港事務所に限る。）

地域調整課（成田空港事務所に限る。）

環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。）

航空保安防災課（新千歳空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2・3 （略）

4 新千歳空港事務所、東京空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

5～9 （略）

10 仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、大阪空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制技術官は、前項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

4 東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、新千歳空港事務所の管制保安部は、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一　着陸帯、誘導路、エプロン及びランプの運用に関すること。

二　空港等の保安に関すること（土木施設、建築施設及び電気施設（航空保安無線施設、航空通信施設、レーダー及び管制情報処理システム施設を除く。）に関する保守に関するものを除く。）。

5 東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項までに規定するもののほか、ターミナル・レーダー管制業務に関する事務をつかさどる。

6 東京空港事務所の管制保安部は、前各項に規定するもののほか、仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、国際航空通信施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。

7 仙台空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで、第五項及び前項に規定するもののほか、鹿児島空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、成田空港事務所の管制保安部は、第一項から第三項まで及び前項に規定するもののほか、次条各号に掲げる事務をつかさどる。

8 （略）

9 那覇空港事務所の管制保安部は、第一項から第五項までに規定するもののほか、着陸誘導管制業務に関する事務をつかさどる。

（総務部に置く課等）

第四十六条　総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

会計課（成田空港事務所を除く。）

運用調整課（福岡空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

空港振興課（東京空港事務所に限る。）

地域調整課（成田空港事務所に限る。）

環境・地域振興課（東京空港事務所及び福岡空港事務所に限る。）

航空保安防災課（新千歳空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所に限る。）

（航空管制運航情報官、航空管制通信官、航空管制官、航空管制技術官、施設運用管理官及び航空灯火・電気技術官）

第五十六条　管制保安部に、航空管制運航情報官、航空管制通信官（成田空港事務所に限る。）、航空管制官（新千歳空港事務所を除く。）、航空管制技術官、施設運用管理官（仙台空港事務所、成田空港事務所、大阪空港事務所及び鹿児島空港事務所に限る。）及び航空灯火・電気技術官を置く。

2・3 （略）

4 新千歳空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制運航情報官は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

5～9 （略）

10 仙台空港事務所、成田空港事務所、東京空港事務所、福岡空港事務所、鹿児島空港事務所及び那覇空港事務所の航空管制技術官は、前項に規定するもののほか、管制情報処理システム施設の工事及び保守に関する事務をつかさどる。